

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

茨城国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年7月から45年3月までの期間及び47年4月から49年3月までの期間の保険料については、納付事実が確認できたことにより記録が訂正されたが、両申立期間については納付事実が確認できなかった。当時は、夫と、夫の両親と一緒に自営業を営んでおり、私たち夫婦の国民年金については、自営業の経理を行っていた義母が、二人分の保険料と一緒に、取引のあった銀行員を通じて納付していた。

このため、両申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録については、申立期間①直前の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料が納付されていたとして平成21年2月4日に納付記録が追加され、その後、44年7月から45年3月までの保険料が納付されていたとして、平成22年1月21日に納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、それぞれの申立期間直後の保険料について、現年度納付している事実が確認できることから、その時点において時効未到来であったそれぞれの申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、
両申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から同年5月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成6年2月から同年5月までについて、国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

平成6年2月に退職後、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した。年金手帳には、国民年金被保険者資格喪失年月日が、平成6年2月21日から同年6月21日に訂正されており、本来であれば、申立期間は、国民年金被保険者期間のはずである。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人の居住地であったA市区町村が管理していた国民年金状況一覧表により、申立人は、申立期間である平成6年2月から同年5月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録については、オンライン記録により、申立期間直後である平成6年6月21日に同資格を取得したことが確認でき、事実、申立人が所持する年金手帳には、申立人に係る「国民年金被保険者でなくなった日」欄が、平成6年2月21日から同年6月21日に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、行政側は、申立期間を含む平成6年2月から同年7月までについて、申立人が厚生年金保険に加入していたことを理

由として、同年9月5日に、当該期間に係る保険料の還付決議を行ったことが確認できるものの、申立人が、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いことから、申立期間については、本来、国民年金の強制加入被保険者とするべき期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについて、行政側による事務処理の瑕疵があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの期間及び50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年9月から50年3月まで
②昭和50年7月

昭和49年9月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、保険料については、同年12月分までを加入手続と同時に納付し、50年1月から3月までは集金に来た人に納付したと記憶している。また、50年7月の保険料は、同年8月から厚生年金保険被保険者となることから、同年7月ごろに同役場に行き、残っている分と一緒に納付したはずである。

このため、両申立期間について未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、7か月及び1か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、両申立期間及び厚生年金被保険者期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人がA市区町村に転入した年月日及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和49年9月17日から同年同月19日までの間と考えられるところ、申立期間①の直後の50年4月から同年6月までの保険料を納付していることから、加入時点で現年度納付が可能であった申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料については、昭和50年8月から厚生年金保険被保険者となることから、同年7月ごろにA市区町村役場に行き、「残っている分と一緒に納付した。」と主張しており、事実、同年4月から同年6月までの保険料が納付済みの記録となっていることから、申立期間②

の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年8月から7年7月までの期間については16万円、同年8月から11年12月までの期間及び12年2月から15年8月までの期間については47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から12年1月1日まで
② 平成12年2月1日から15年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成6年8月1日から12年1月1日までの期間及び同年2月1日から15年9月1日までの期間について、標準報酬月額が11万8,000円であることが判明した。

しかし、預金通帳により、手取りで37万円前後の給与が振り込まれていたことが確認できるので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年8月1日から7年8月1日までの期間については16万円、同年8月1日から12年1月1日までの期間及び12年2月1日から15年9月1日までの期間については47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である17年3月1日より後の18年4月21日付けで、6年8月1日に遡及して訂正され、11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間のうち、平成9年11月27日から14年9月28日までの期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

一方、申立期間にA社において被保険者資格を有していた従業員から、申立

人について、同社の経営に関わっていなかった旨のほか、常勤で、1日6時間、週5日の勤務形態であった旨の証言が得られたとともに、社会保険事務担当者から、標準報酬月額を引き下げについて、事業主及び元事業主と相談した上で自身が行ったので、申立人は関わっていなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間の事業主に照会したところ、当時、A社には多額の保険料の滞納があり、社会保険事務所から、経営者一族の標準報酬月額を遡って引き下げることにより、滞納額と相殺する方法を提案され、申立人の了解を得ずに手続を行った旨のほか、申立人は、形式上取締役であったものの、役員会等には出席しておらず、一般事務を職務としていた旨の証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場にはなかったものと考えられるとともに、標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年8月から7年7月までの期間については16万円、同年8月から11年12月までの期間及び12年2月から15年8月までの期間については47万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月27日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和35年2月27日、同社の姉妹会社であるA社の被保険者資格取得日が同年4月1日で、2か月間の空白期間があるとの回答を受けた。

私は、A社の社屋に継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚二人から、申立人は申立期間に同社に勤務していた旨の証言が得られた。

また、申立人と同様に、B社からA社に異動した際に、被保険者記録に空白がある同僚二人から、会社指示による異動であり、自身も継続して勤務していた旨の証言が得られるとともに、このうちの一人は、オンライン記録では、申立人と同様に、B社及びA社において被保険者記録を有していることが確認できるが、自身は、入社以来、A社の社屋に継続勤務していたと証言している。

さらに、申立期間のB社の同僚9人のうち、2人から、同社には事務部門が無く、給与計算はA社にて行われていた旨のほか、両社においては厚生年金保険に加入する、加入しないという選択肢はなく、入社時から厚生年金保険料は自動的に給与から控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における申立人の昭和34年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1229

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた月給に比べ低いことが判明したことから、年金事務所に照会したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年2月1日より後の日付で引き下げられている旨の回答が得られた。

この処理には納得できないので、標準報酬月額を元の28万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年2月1日より後の同年5月8日付けで、20万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の代表者に照会したものの、具体的な証言は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和44年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年10月31日から同年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年5月1日、離職年月日が同年10月31日である旨の回答が得られた。

2 申立期間②について、申立人がA社に勤務していたことは、上記1の雇用保険被保険者記録により確認できる。

また、A社に照会したところ、雇用保険の離職年月日が昭和44年10月31日であるならば、厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、同日の翌日である、同年11月1日としていたと思われる旨のほか、同年10月の厚生年金保険料を控除していると思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の昭和44年9月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から昭和44年11月1日を被保険者資格喪失日として届出を行ったと思われる旨の回答が得られたものの、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

3 申立期間①について、上記1により、申立人の雇用保険の資格取得日は、申立期間後の昭和44年5月1日であることが確認できる。

また、A社に照会したところ、従業員を採用するに当たっては、正規採用及び中途採用の区別はなく、採用後1か月間は試用期間としており、同期間中、社会保険には加入させていなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人及び申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた者2人の計5人のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、そのうちの2人から回答があり、入社後1か月ぐらいは試用期間があり、その間は社会保険には加入できなかったと思う旨の回答が得られた。

加えて、健康保険厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格取得日は昭和44年5月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から63年10月まで

私が23歳の時、厚生年金保険に加入した後、A市区町村役場から、国民年金保険料の未納分があるとの通知が届き、母が役場に行って、私と妻の国民年金の加入手続を行い、同時に、役場の窓口において、二人分の未納保険料約55万円を納付した。

しかし、年金機構から届いた回答書により二人の納付記録を確認したところ、妻の記録の中に一部だけ納付期間が存在しており、申立期間に係る私の記録が未納とされていた。母は当時、二人分の保険料を一緒に納付したと主張している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、厚生年金加入後、申立人の母が役場において一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和63年8月3日であることが払出簿において確認でき、申立期間の一部は時効により納付できないため、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人は、申立人の母が申立人と申立人の妻の二人分の保険料を一括して納付したと主張しているが、少なくとも、申立人の妻に係る保険料については、昭和62年度分及び63年度分が2回に分けて納付されていることから、申立人の主張には信ぴょう性が無い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の過年度保険料の納付書が平成元年1月23日に作成されているのに対し、申立人の妻の過年度保険料の納付書が同年7月5日に作成されていることから、少なくとも、申立人の妻については、昭和62年度分の保険料を平成元年7月まで納付していなかった事実が確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から平成6年3月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和60年6月から平成6年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、申立期間の保険料を納付していなかったが、平成6年7月に婚姻後、義父が、将来私が受給する年金額を夫と同額とするために、申立期間の保険料を遡って一括納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月の婚姻後に、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと主張しているが、この時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の平成6年4月以降の保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立人には、8年2月6日に、過年度納付書が発行されていることから、この時点において、申立期間の一部（6年1月から同年3月まで）については、保険料が未納であったと推認できることから、申立期間の保険料について、一括納付したとする申立人及び申立人の義父の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月及び同年7月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、申請免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成14年4月
②平成14年7月から15年2月

60歳になり、A市区町村役場において年金相談をしたところ、平成14年4月及び同年7月から15年2月までの期間について、国民年金保険料の申請免除の記録が無いことを知った。

平成14年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同年4月と7月にA市区町村役場国保年金課に国民年金保険料の申請免除の書類を提出したが、両申立期間の保険料が未納の記録となっている。

申立期間については、間違いなく免除の申請をしているはずなので、未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人に係る平成14年4月1日付け加入勧奨事象発生の未適用者一覧が同年12月25日に、同年7月21日付け加入勧奨事象発生の同一覧が15年3月25日に、最終加入勧奨一覧が同年8月26日に作成されていることが確認できることから、この時点では、申立人は、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、申立人は、両申立期間に係る保険料免除の書類を、平成14年4月及び7月にA市区町村役場国保年金課に提出し、受理されたと主張しているものの、社会保険事務所（当時）において、申請免除の処理が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を申請免除したことを示す関係資料（国民年金保険料免除申請承認通知書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を申請免除されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、私が退職した昭和 53 年 4 月頃に、A 市区町村において国民年金に加入し、毎月、保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 56 年 6 月 22 日以降であると考えられ、この時点では、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 53 年 4 月 16 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A 市区町村において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号は、A 市区町村を管轄する B 社会保険事務所（当時）において払い出される「*」となるべきであるが、申立人が所持する国民年金手帳番号は、C 社会保険事務所（当時）管内の市町村において払い出される「*」であることから、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年1月までの期間及び同年2月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年1月から51年1月まで
②昭和51年2月から53年3月まで

昭和51年1月にA市区町村において、婚姻届と同時に妻が国民年金加入手続きを行い、申立期間①に係る夫婦二人分の保険料約5万円を、2年前まで遡って一括納付した。申立期間②については、妻が、私の保険料と一緒に納付期限ごとにA市区町村内のB銀行出張所で納付したはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に婚姻届を提出した際、「妻が国民年金加入手続きを行い、申立期間①に係る保険料を妻と一緒に一括納付した。」と主張しているところ、申立人の妻が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、53年2月28日又は同年3月1日であると考えられ、この時点では、申立期間①の大半については、時効により保険料を納付することはできない。

また、前述のとおり、申立人の妻が国民年金に加入した時期は、昭和53年2月28日又は同年3月1日であると考えられることから、申立期間②について、昭和51年1月の婚姻後から継続して夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間②の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間について、申立人の妻も保険料が未納である。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

私は、A社本店（現在は、B社）を退職する時に、説明を受けずに脱退手当金の届出書を書いてしまった。そのことを後悔していたので、C社を退職する時には、将来、年金を受給するつもりで、脱退手当金の届出書を書かなかったはずなのに、その期間も、脱退手当金を受給したこととなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」に○が付されているとともに、同事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 11 か月後の昭和 47 年 8 月 10 日に、申立期間及び申立人が既に脱退手当金を支給されていたと主張するA社本店等延べ3事業所における厚生年金保険被保険者期間（以下「申立期間等」という。）に係る脱退手当金が支給されており、申立期間等以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間等に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金裁定請求書を書いた記憶があり、それがA社本店における厚生年金保険被保険者資格喪失時であったと主張しているが、申立人の同社における資格喪失日（昭和 45 年 4 月 16 日）からC社における資格取得日（同年 5 月 1 日）までの期間が2週間程度に過ぎないこと、及び両事業所における申立人の厚生年金保険記号番号が同一であることから、申立人の主張する時期に、社会保険事務所（当時）において、脱退手当金を支給するための手続が行えたとは考え難い上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す何らの表示も無い。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人以

外に「脱」に○が付された者は一人であり、その一人についてもオンライン記録により脱退手当金の支給記録があることが確認でき、それ以外の者については、脱退手当金の支給記録も無く、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1232 (事案 851 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 5 日まで
A社B工場に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者として認められなかった。

しかし、私は、昭和 46 年 7 月に、A社に入社し、3か月の試用期間経過後、同年 10 月から正社員として登用されると同時に、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずである。

今回、新たな資料は無いが、元妻及び同僚である「C」さんに当時の勤務状況等について確認し、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 48 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認できることのほか、当時の関連資料等が無く、同僚等からの証言も得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が申立期間に係る新たな証人として名前を挙げた元妻に照会したところ、申立人は、申立期間当時、近所のD社に勤務しており、A社B工場における勤務は、昭和 48 年以降である旨の証言が得られた。

また、上記元妻から、申立人は、A社B工場において、同僚の「E」氏と懇意にしていた旨の証言が得られたところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある「E」氏の連絡先を調査したが不明であり、照会することができない。

さらに、申立人は、A社B工場における同僚「C」氏の名前を挙げていることから、再度、同社同工場に勤務していた「C」氏に照会したところ、

申立人については、記憶が無い旨の回答が得られた。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 12 日から 60 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 10 月 12 日から 60 年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和 57 年 10 月より勤務していたはずであり、雇用保険についても同年同月に加入している。健康保険証も会社から発行されていたので、厚生年金保険についても、昭和 57 年 10 月に加入していたはずである。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、B社から提出された「厚生年金保険及び雇用保険に係る記録簿」により、申立人は、A社において、昭和 60 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、61 年 11 月 26 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、上記記録簿に記載されている 29 人のうち、17 人は厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確認できるとともに、資格を取得している 12 人については、厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険被保険者資格の取得日より 2 か月から 38 か月遅れており、特に、申立人を含む 3 人は、33 か月から 38 か月遅れていることが確認できる。このことについて、B社に照会したところ、申立期間当時、数か月から数年の見習期間があり、見習期間中は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険については、見習期間経過後、本人の希望、勤務期間、就労態度、職種などを考慮した上で加入を決めていた旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した 11 人に照会

したところ、7人から回答が得られ、そのうちの5人から、当時、同社においては、入社後に試用期間があり、同期間中は厚生年金保険に加入できなかった旨などの証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 11 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 47 年 10 月から 52 年 11 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 47 年 10 月から 52 年 11 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 47 年 10 月から A社に勤務しており、申立期間中、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同社の事業主等の証言から推認できる。

一方、A社の事業主から、同社は平成 14 年 12 月 3 日に解散しており、当時の人事関係資料は残っていないため、厚生年金保険の加入について、具体的な状況は不明との回答が得られた。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社における申立人の加入記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票綴りに、申立人の原票は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録により、申立人は、昭和 47 年 9 月 30 日に任意加入してから、49 年 4 月 1 日に強制加入に変更後、52 年 12 月 1 日に喪失するまで、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 25 日から 42 年 3 月 26 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、A社に入社後、家庭の事情により、地元（C市区町村）に戻ることとなり、昭和 42 年 3 月に、A社の営業部門が独立したB社を退職したが、脱退手当金の請求手続きを行っておらず、また、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給した記録があるとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 26 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録上、申立人の申立期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた女性職員 67 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある者は 12 人おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は、7 人いることが確認できるところ、そのうちの 6 人は資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、B社の事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間について、前後の期間より低い金額となっている旨の回答が得られた。

昭和 38 年 8 月から 1 年間の予定でD大学に出張扱いで留学し、その後、留学が延長となったため、39 年 8 月から同年 11 月までの期間については、休職扱いとなり給料が減額されたが、同年 12 月には職場に復帰したはずであり、40 年 8 月 1 日まで標準報酬月額が休職時のままであるのは納得がいかない。このため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自身と同時期にD大学に出張留学していたとして名前を挙げた同僚二人に照会したところ、二人とも、申立人と同時期に同大学に出張留学したとしているものの、自ら留学に応募した申立人とは異なり、事業所の指示による出張であり、休職期間は無かった旨の証言が得られた。

また、上記二人は、申立期間及びその前後の期間、A社C工場ではなく、同社E研究所において厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できることから、前述の証言を踏まえると、申立人は両人と同じ立場であったとは言い難い。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の標準報酬月額を遡って訂正した形跡は無く、不自然な点も無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚 3 人に照会したところ、全

員から回答が得られたものの、申立人の給与について具体的な証言は得られなかった。

また、B社に照会したところ、申立人に係る記録は被保険者資格喪失確認通知書のみであり、当時の給与、保険料控除額及び標準報酬月額については確認できないとの回答が得られた。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 49 年 9 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 47 年 1 月から 49 年 9 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

一方、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した8人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、当時の同僚8人の雇用保険被保険者記録と厚生年金保険被保険者記録とを比較調査したところ、うち5人について、資格取得日が同日となっていないほか、厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日より数か月後から数年後となっていることが判明したことから、A社では、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていた事情がうかがえる。

さらに、上記照会回答のあった同僚が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人は、A社に係る被保険者名簿に名前が無いことから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

加えて、A社は、平成 14 年 3 月 31 日に解散しており、当時の取締役及び事務担当者は連絡先不明（他界を含む。）のため、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 2 日から同年 2 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 24 日から同年 7 月 16 日まで
④ 昭和 54 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 57 年 5 月 11 日から 62 年 11 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間、B社に勤務していた 44 年 1 月 2 日から同年 2 月 21 日までの期間、C社に勤務していた 45 年 3 月 24 日から同年 7 月 16 日までの期間並びにD社に勤務していた 54 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 57 年 5 月 11 日から 62 年 11 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、労働局に照会したところ、申立人に係る雇用保険の被保険者加入記録は無い旨のほか、「A社」という名称の雇用保険の適用事業所は無い旨の回答が得られた。

また、法務局に照会したところ、申立期間当時、申立人が主張する所在地において「A社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金保険の適用事業所は無い。

加えて、申立人は同僚 3 人の名前を挙げているものの、そのうち、2 人は連絡先不明であるほか、「A社」を紹介してくれたとする 1 人は既に他

界しているため、照会することができない。なお、既に他界している当該同僚一人は、申立期間において、国民年金被保険者資格を有し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月 23 日から 41 年 7 月 1 日までの期間において、国民年金被保険者資格を有しているほか、39 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人は、B 社において、昭和 44 年 2 月 21 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 5 日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、B 社に照会したところ、申立期間当時の書類は残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して、不明である旨の回答が得られた。

さらに、B 社から、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であるものの、現在は、従業員に対して、入社後 2 か月間の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていない旨の回答が得られた。

加えて、申立期間に B 社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 7 人に照会したものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して具体的な証言は得られなかった。

3 申立期間③について、労働局に照会したところ、申立人は、C 社において、昭和 45 年 7 月 15 日に雇用保険被保険者資格を取得し、47 年 9 月 30 日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、C 社から提出された申立人に係る人事記録（写）によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 45 年 7 月 16 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、C 社から、同社では、入社後 3 か月程度の試用期間を設けており、試用期間中は社会保険に加入させておらず、試用期間後、正式に正社員として採用した者について、社会保険に加入させている旨の回答が得られた。

4 申立期間④及び⑤について、労働局に照会したところ、申立人は、D 社において、昭和 55 年 4 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、57 年 5 月 10 日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、D 社の事業主は既に他界しているため、照会することができない。

さらに、D 社の社会保険事務担当者であったとして、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、自身は申立期間④に在職していなかったため、

申立人の同期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関しては分からないとしているほか、同社は、昭和 57 年ごろ、破産倒産したと記憶している旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、申立期間⑤において、国民年金被保険者資格を有し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。